平成２８年（フ）第３８号
岡山県真庭市落合垂水790番地
債務者　瀬島　厚子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯綱　浩二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第２６７号
香川県高松市勅使町39番地１
債務者　宮脇　　崇（旧姓森）
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富家佐也加
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５０３号
北九州市若松区大字畠田959番地２（ヒーリングＫ102号）
債務者　中島　理絵（旧姓鶴）
1　決定年月日時　平成28年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　敦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月24日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２９８号
函館市亀田港町62番２号　宮崎アパート　２階左
債務者　垣本　　司
1　決定年月日時　平成28年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１７８９号
福岡市城南区長尾４丁目８番４－201号
債務者　山田　　泉（旧姓神元）
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８４８号
福岡市中央区清川３丁目３番２号
債務者　日下部絹代
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６０号
熊本県水俣市幸町３番18号　コーポ松本101号
債務者　椛谷　　翔
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第６１号
熊本県水俣市幸町３番18号　コーポ松本101号
債務者　椛谷百合加
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第１３０号
北海道室蘭市高砂町２丁目７番６－405号
債務者　長岡　秀子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
北海道虻田郡洞爺湖町入江189番地18
債務者　若月　　玲
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第６２０号
仙台市青葉区西勝山23番27号　ルネカツヤマ101
債務者　若生　良子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６７３号
仙台市青葉区荒巻神明町３番９号
債務者　小野　裕子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７２９号
仙台市青葉区桜ケ丘５丁目36番27号、従前の住所仙台市青葉区台原４丁目９番34号
債務者　我満　正史
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７５８号
仙台市泉区南光台２丁目７番４号　αＮＥＸＴ南光台105、従前の住所仙台市泉区館１丁目16番地の15
債務者　早坂　隆博
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１７６号
山形県天童市柏木町１丁目６番13号、前住所山形県天童市長岡北１丁目５番33号　旭ルーミー天童南11号館　201号
債務者　福田　治樹
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７８号
山形県天童市大字千布552番地
債務者　石川　政志
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７９号
山形市緑町２丁目14番15号　大山コーポラスＡ　203号、前住所山形県天童市東本町３丁目１番５号
債務者　森　　則善
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
山形地方裁判所民事部